

## 欧州特許庁、口頭審理をビデオ会議により開催



[www.harakenzo.com/jpn/gaikoku\\_siryu](http://www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryu)  
06-6351-4384 (代表)  
iplaw-osk@harakenzo.com



### 1. 背景

欧州特許庁(EPO)は、2021年4月30日まで、異議申立の口頭審理、及び、審査段階での口頭審理を原則としてビデオ会議で行うプログラムを開始。

出願人／特許権者は、「コスト削減」と「柔軟性」というメリットを享受できる。

以下、口頭審理のビデオ審理施行プログラム(Pilot Program for oral proceedings)の概要を説明する。

### 2. 概要

#### ◆対象

- ・原則として、異議申立および査定系の全ての口頭審理。
- ・参考人聴取、証拠の収集などの重大な理由が存在する場合には、従来と同様にEPOの敷地内で口頭審理を開催。

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。